

野田市公務員等の旅費支給規則及び
野田市身体障がい者自動車運転免許取
得費助成金交付規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 20 号

野田市公務員等の旅費支給規則及び野田市身体障がい者自動車運転 免許取得費助成金交付規則の一部を改正する規則

(野田市公務員等の旅費支給規則の一部改正)

第 1 条 野田市公務員等の旅費支給規則（昭和 46 年野田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

(野田市身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付規則の一部改正)

第 2 条 野田市身体障がい者自動車運転免許取得費助成金交付規則（令和 4 年野田市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「当該自動車運転免許証の写し及び当該取得に要した費用を証する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (1) 当該自動車運転免許証の写し
- (2) 当該取得に要した費用を証する書類

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる書類は、当該書類と同様の内容を含む情報の提供（市長が別に定める方法に限る。）をすることができる場合は、添付を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの規則の規定は、令和 7 年 3 月 24 日から適用する。